

山口市低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号）第110条の規定により市長が別に定める最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の基準のうち低入札価格調査（以下「調査」という。）の実施に係る基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 機器単体費 当該機器の製作工場において機能や性能の確認（品質証明等を含む。）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないものを調達する費用をいう。
- (2) 工事担当課長 工事を担当する所属の長をいい、工事を担当する所属において入札執行をする場合は、入札執行者をいう。
- (3) 閉庁日 山口市の休日に関する条例（平成17年山口市条例第9号）に規定する休日をいう。

(対象となる工事等)

第2条 この要領の対象となる工事等（以下「対象工事等」という。）は、競争入札により発注する工事であって、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 設計金額が5,000万円（建築一式工事は1億円）以上の建設工事
- (2) 土木系工事のうち、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事
- (3) 営繕系工事のうち、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のもの
- (4) 土木系工事、営繕系工事を問わず解体工事
- (5) 総合評価競争入札により執行する建設工事

(調査基準価格の設定)

第3条 工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合で、当該申込み（入札）に係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）（様式第1号）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10＋共通仮設費の9/10＋現場管理費の8/10＋一般管理費等の7/10」（費目毎に所定の

率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）とする。

- (2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）（様式第 1－1 号）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の 10 / 10 + 共通仮設費の 9 / 10 + 現場管理費の 8 / 10 + 一般管理費等の 7 / 10」（費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、設計図書上の直接工事費から現場管理費相当を減じた額とし、現場管理費の額は、設計図書上の現場管理費に設計図書上の直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

設計図書上の直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額（小数点以下切捨）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

設計図書上の直接工事費に 10 分の 2 を乗じた額（小数点以下切捨）

（判断基準額）

- 第 4 条 調査基準価格から調査基準価格の 2 % を差し引いた額（小数点以下切捨）を判断基準額とし、判断基準額を下回る入札は、当該契約の内容に適合した履行がされないものとみなし、不落札とする。また、当該入札は、調査の対象としない。

- 2 前項の規定は、土木系工事のうち土木系機械設備工事と土木系電気設備工事のもの及び営繕系工事のうち営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める機器単体費の割合が 30 % 以上のものについては、当分の間適用しない。また、土木系、営繕系を問わず、解体工事については、当分の間適用しない。

（調査基準価格算定調書の作成）

- 第 4 条の 2 工事担当課長は、入札日までに第 3 条及び第 4 条に定める方法により調査基準価格算定調書（様式第 1 号又は様式第 1－1 号）を作成のうえ、封書にし、開札の際これを開札会場に置くものとする。

- 2 積算内容に誤りがあるときは、山口市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱（試行）要領第 10 条第 2 号の規定により、調査基準価格、判断基準額及び数値的判断基準を修正する。

（調査の対象）

- 第 5 条 調査は、対象工事等で、入札価格が調査基準価格を下回ったもの（判断基準額を下回るものを除く。）を対象とする。

(入札参加者への周知)

第6条 入札執行者は、調査基準価格を下回った入札は必ずしも落札者とならず直ちに入札を打ち切り、調査後改めて落札者を決定することがある旨を入札執行前に周知する。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、調査の対象となる入札が行われた場合は、入札執行者は「調査基準価格未満の入札があったので落札決定を保留し、後日その結果を通知する」旨を入札者に伝える。

(調査の実施)

第8条 工事担当課長は、入札終了後、調査の対象となる入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを、第3項の事項について調査する。調査対象者が複数あった場合は、最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）から調査し、適正な履行がなされないと認められた場合は次順位の調査対象者を調査する。なお、調査の結果によっては再度調査を行うこともあるので、その旨を調査対象者に伝えることとする。

2 前項の「最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）」が同額又は同点により複数ある場合は、くじにより調査の順位を決定する。

3 次の各号に掲げる工事内訳書の資料及び添付資料（以下「資料等」という。）については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、資料等により、工事担当課長が必要と認め、調査対象者に教示を行ったときは、この限りでない。また、教示を踏まえた資料等の再提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で工事担当課長が適切に設定するものとする。

(1) その価格で入札した理由及び入札価格の内訳書（工事費内訳書の提出を受けていない場合）（様式第3号）

(2) 手持工事の状況（様式第4号）

(3) 労務者の確保計画（様式第5号）

(4) 下請予定業者の状況（様式第6-1号及び第6-2号）

(5) 手持資材・購入予定資材の状況（様式第7号及び第8号）

(6) 手持機械の状況（様式第9号）

(7) 安全対策の計画（様式第10-1号、第10-2号、第10-3号及び第10-4号）

(8) 品質確保の計画（様式第11-1号、第11-2号及び第11-3号）

- (9) 過去に施工した公共工事（様式第 1 2 号）
 - (10) 建設副産物の搬出予定の状況（様式第 1 3 号）
 - (11) 経営内容状況及び信用状況
 - (12) その他
- （調査の方法）

第 9 条 工事担当課長は、調査対象者に対して、調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して 2 日以内（閉庁日を除く。）に当該内訳書を提出するよう求めるものとする。ただし、入札時に工事費内訳書の提出を受けた工事についてはこの限りではない。提出された内訳書については、数値的判断基準により審査するものとする。なお、期限内に内訳書の提出がない場合及び提出資料に必要事項が記載されていない場合など調査に協力しない場合並びに持参以外の方法による提出があった場合は、当該入札を無効とする。

2 工事担当課長は、調査対象者に対して、最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）から順次調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して 3 日以内（閉庁日を除く。）に、前条に掲げる資料等の全てを提出するよう求めるものとする。ただし、第 4 条に規定する判断基準額を適用する工事については、前条第 1 項第 5 号から第 1 1 号に掲げる資料等の提出を求めないものとする。

（判断基準）

第 1 0 条 前条の調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断の基準は、次のとおりとする。

(1) 基本的判断基準

- (ア) 調査に協力的であること。
- (イ) 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。
- (ウ) 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

(2) 数値的判断基準（工事費内訳書の審査基準）

- (ア) 数量は仕様書に計上した設計数量（参考数量）と同数であること。
- (イ) 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。
- (ウ) 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。
- (エ) 直接経費（直接工事費＋共通仮設費）は設計金額の 8 0 % 以上であること。
- (オ) 各工種金額（中項目（レベル 2））は設計金額の 5 0 % 以上であること。
- (カ) 共通仮設費積上分は設計金額の 5 0 % 以上であること。

(キ) 共通仮設費率計上分（準備費・安全費等）は設計金額の 50 % 以上であること。

(ク) 管理費（現場管理費＋一般管理費）は、設計金額の 45 % 以上であること。

(ケ) 工事価格と入札金額は同一であること。また中項目（レベル 2）以上で、値引き等による調整及び違算がないこと。

なお、「中項目」は、営繕系工事を発注する場合については、「科目」と読み替える。

2 工事担当課長は、前項各号の基準により「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か」の判断をし、落札者とするか否かを決定する。

3 前項の判断に当たっては、土木系工事のうち土木系機械設備工事と土木系電気設備工事のもの及び営繕系工事のうち営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める機器単体費の割合が 30 % 以上のものについては、当分の間、第 1 項第 2 号のうち(ウ)から(キ)までは適用しない。また、土木系、営繕系を問わず、解体工事については、当分の間、同号のうち、(エ)から(ク)までは適用しない。

4 第 2 項の判断に当たっては、別紙 1（低入札価格調査審査表）及び別紙 2（入札価格比較表）を活用する。

（落札者とするか否かの決定）

第 11 条 第 8 条に掲げる調査を行い、前条に定める判断基準に基づき、低入札価格調査の実施概要（様式第 2 号）を作成し、落札者とするか否かを次のとおり決定するものとする。

(1) 工事担当課長が、当該入札者と契約しても契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、入札執行者は、当該入札者を落札者と決定する。

(2) 工事担当課長は、当該入札者と契約することによって契約の内容に適合した履行がされないと認めたときは、予算執行伺における専決区分に従い、当該入札者を落札者としなないことを決定するものとする（工事を担当する所属で入札執行をしない場合は、入札執行をする所属の合議を必要とする）。

(3) 前号の場合において、当該入札の指名業者又は入札参加資格を決定するに当たりあらかじめ山口市契約審査会設置要綱に定める山口市契約審査会（以下「契約審査会」という。）の審査を受けている場合は、調査の結果及び意見を記載した書面（様式第 14 号）を作成し、当該審査をした契約審査会に審査を依頼しなければならない。契約審査会は、審査の結果を書面（様式第 15 号）で工事担当課長へ通知するものとする。

- (4) 前号の場合において、契約審査会は、審査の結果によっては、再度調査を指示することができる。

(調査結果の通知)

第12条 入札執行者は、調査を経て落札者を決定した場合は、その旨を公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に伴う情報の公表等に関する要綱」に基づくものである。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年7月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 2 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、
なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、
なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、
なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月23日から施行する。

低入札価格調査審査表

1. 調査対象業者名: _____

2. 調査基準額

①入札書比較価格(消費税を除いた価格)

円

②調査基準価格

円

③判断基準額

円

④調査対象入札価格

円 (適 ・ 否)

3. 数値的判断基準

(1)工事費内訳書の審査基準

基 準	判定	否とした場合の理由
①数量は仕様書に計上した設計数量(含む参考資料)である	適・否	
②材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格である	適・否	
③建設廃棄物は適正な処理費用が計上されている	適・否	
④直接経費(直接工事費＋共通仮設費)は設計金額の80%以上である	適・否	
⑤各工種金額(中項目(レベル2))は設計金額の50%以上である	適・否	
⑥共通仮設費積上分は設計金額の50%以上である	適・否	
⑦共通仮設費率計上分(準備費・安全費等)は設計金額の50%以上である	適・否	
⑧管理費(現場管理費＋一般管理費)は、設計金額の45%以上である	適・否	
⑨工事価格と入札金額は同一であること。また中項目以上で、値引き等による調整及び違算がない	適・否	

4. 基本的判断基準

基 準	判定	否とした場合の理由
①調査に協力的である	適・否	
②企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果である	適・否	
③工事の手抜きにつながるおそれがない	適・否	
④下請けへのしわ寄せにならない	適・否	
⑤労働条件の悪化につながらない	適・否	
⑥安全対策は徹底されている	適・否	
⑦その他	適・否	

5. 総合判断

契約の内容に適合した履行がされる

適 ・ 否

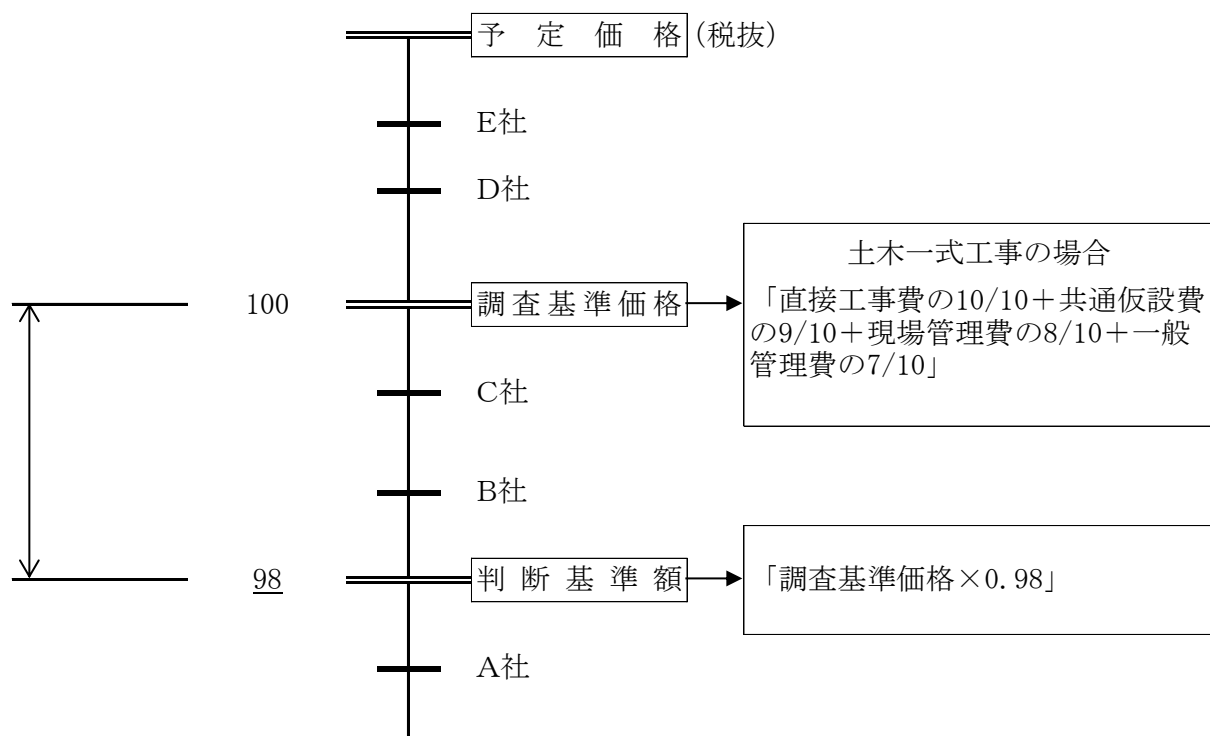
ただし、土木系工事のうち土木系機械設備工事と土木系電気設備工事のもの、及び営繕系工事のうち営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のものについては、当分の間「判断基準額」及び「数値的判断基準」の⑤～⑦は適用しない。土木系、営繕系を問わず、解体工事については、当分の間「判断基準額」及び「数値的判断基準」の④～⑧は適用しない。

調査対象業者:

注1：「下請負の有無」欄には○印でその有無を記載するが、当該工種の一部が下請負の場合はその施工名称(例えば、型枠工等)を記載のこと。

注2：「数量・材料・製品の適否」欄が否の場合には該当施工名称(例えば、グラウト注入数量等)を記載のこと。

判断基準の考え方(土木系工事の場合)



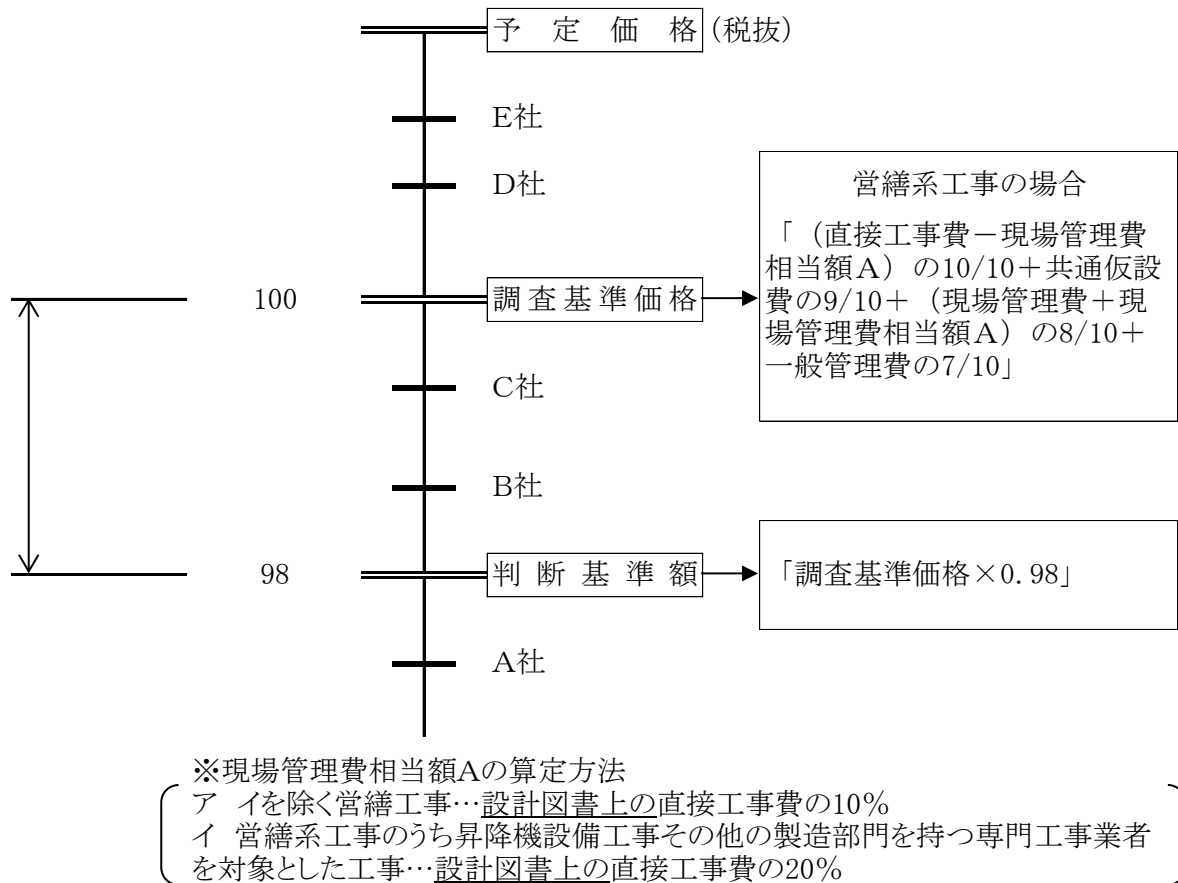
1 入札価格の全てが調査基準価格以上の場合

調査は必要とせず、最低の価格で入札した業者を落札とする。

2 調査基準価格を下回る金額の入札があった場合

- ① 「判断基準額」を下回る業者（ここではA社）は、調査対象外となり「不落札」とする。
- ② 調査を実施する場合、調査対象者は判断基準額以上で調査基準価格を下回る価格で入札を行った者全員（ここではB、C社）となり、調査書類等の提出を求める。
- ③ 調査は、調査対象者の内、最低の価格で入札した業者（ここではB社）から順に行う。

判断基準の考え方(営繕系の場合)



1 入札価格の全てが調査基準価格以上の場合

調査は必要とせず、最低の価格で入札した業者を落札とする。

2 調査基準価格を下回る金額の入札があった場合

- ① 「判断基準額」を下回る業者（ここではA社）は、調査対象外となり「不落札」とする。
- ② 調査を実施する場合、調査対象者は判断基準額以上で調査基準価格を下回る価格で入札を行った者全員（ここではB、C社）となり、調査書類等の提出を求める。
- ③ 調査は、調査対象者の内、最低の価格で入札した業者（ここではB社）から順に行う。

調査基準価格算定調書

1. 工事名 工事

2. 工事の区分

3. 調査基準価格の算出

① 直接工事費 (円) の10/10 (小数点以下切捨)	円
② 共通仮設費 (円) の9/10 (小数点以下切捨)	円
③ 現場管理費 (円) の8/10 (小数点以下切捨)	円
④ 一般管理費 (円) の7/10 (小数点以下切捨)	円
土木等一般工事、土木系機械設備工事 及び土木系電気設備工事の調査基準価格 (①+②+③+④)	円

4. 調査基準価格

円

5. 判断基準額(調査基準価格の98%、小数点以下切捨、土木系機械設備工事・土木系電気設備工事には不適用)

円

調査基準価格算定調書

1. 工事名 工事

2. 工事の区分

建設工事の種類

3. 設計図書上の直接工事費

(設計図書上の直接工事費のうち機器単体費※)

※ 機器単体費とは、「当該機器の製作工場において機能や性能の確認(品質証明等を含む)がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

(設計図書上の直接工事費のうち機器単体費の割合)

4. 設計図書上の現場管理費

5. 現場管理費相当額

ア	・イを除く営繕系工事	設計図書上の直接工事費に10分の1を乗じた額
イ	・営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	設計図書上の直接工事費に10分の2を乗じた額
(小数点以下切捨)		(γ) 円

6. 調査基準価格の算出

①	直接工事費: (α) - (γ) (円) の10/10	(小数点以下切捨)	円
②	共通仮設費 (円) の9/10	(小数点以下切捨)	円
③	現場管理費: (β) + (γ) (円) の8/10	(小数点以下切捨)	円
④	一般管理費 (円) の7/10	(小数点以下切捨)	円
営繕系工事の調査基準価格 (① + ② + ③ + ④)			円

7. 調査基準価格

円

8. 判断基準額(調査基準価格の98%、小数点以下切捨、機械設備工事と電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のもの、及び解体工事には不適用)

円

低入札価格調査の実施概要

工 事 名:

調査実施の業者名:

項 目	内 容
1 その価格で入札した理由及び入札価格（内訳書添付）	
2 手持工事の状況	
3 労務者の確保計画	
4 下請予定業者の状況	
5 手持資材・購入予定資材の状況	
6 手持機械の状況	
7 安全対策の計画	
8 品質確保の計画	
9 過去に施工した公共工事の成績	
10 建設副産物の搬出予定の状況	
11 経営状況及び信用状況	
12 その他	
13 数値的判断基準	
14 判断結果	

低 入 札 価 格 調 査 表

入札者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者名)

(担当者連絡先)

工 事 名	
工 事 場 所	
入 札 価 格	円

1 その価格で入札した理由

- ※1 本市設計書の積算体系に準じた入札価格の内訳書（工事費内訳書）を添付すること。
- 2 工事費内訳書に基づき、当該価格で入札した理由（低価格で施工することが可能となる理由）を具体的に説明する。
特に工事の品質、下請契約、労働条件、安全対策の適正確保の事項等についても記載すること。

手持工事の状況

発注者	元請 下請 区分	工事名	契約金額 (千円)	技術者名		着手年月	備考
				監・主	専・非	完成予定年月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	

※1 本様式には、対象工事現場付近(半径10km程度)での手持ち工事の件名を記入し、その工事の場所が図面上で確認出来ること。また対象工事の位置も記入すること。図面の縮尺は自由とする。

- 2 技術者欄の「監・主」は、監理技術者・主任技術者の略。該当するものに○印をつける。
- 3 技術者欄の「専・非」は、専任・非専任の略。該当するものに○印をつける。
- 4 下請の場合は、備考欄に元請業者名を記入する。
- 5 間接費の節減が可能な対象工事があれば、備考欄に「節減対象」と記入する。
- 6 該当項目がない場合は、「該当事項無し」と記載する。

労務者の確保計画

工 種	職 種	単 価	員 数	下請業者との関係 下請会社名等

※ 1 自社労務者と下請労務者は区別して記入すること。

2 自社労務者は、下請業者との関係欄に「自社」と記入する。

3 下請会社との関係も明記する。（例：同族会社、□△会メンバー）

下請予定業者一覧表

[illegible]

※1 下請負予定業者(調査業務、安全管理委託等含む。)について全て記入して下さい。

2 電話番号を備考欄に記入して下さい。

3 下請業者からの見積書等の写しを添付して下さい。

施工体系図兼下請契約計画調書

工事名:

工事価格: 円

(入札価格・消費税は含まず)

【元請負人に関する事項】

元請業者名	
所在地	
現場代理人名	
監理技術者名	
主任技術者名	
主任技術者名	
主任技術者名	
工事内容	

下請・見積金額計
(消費税含まず)

円

【下請負人に関する事項】

下請業者名		許可番号	大臣・一般 知事 特定 第 号
所在地		許可年月日	
工事内容		許可業種	
		主任技術者	
		見積金額	
		代金支払方法	現金・小切手・手形(日)

下請業者名		許可番号	大臣・一般 知事 特定 第 号
所在地		許可年月日	
工事内容		許可業種	
		主任技術者	
		見積金額	
		代金支払方法	現金・小切手・手形(日)

下請業者名		許可番号	大臣・一般 知事 特定 第 号
所在地		許可年月日	
工事内容		許可業種	
		主任技術者	
		見積金額	
		代金支払方法	現金・小切手・手形(日)

※調査業務、安全管理委託等についても記載すること。

[illegible]

- 21 -

購入予定資材一覧表

[illegible]

※ 該当項目がない場合は、「該当事項無し」と記載する。

手持機械一覽表

[illegible]

※1 主に当該工事に使用する予定の手持ち機械の状況を記入して下さい。

2 該当項目がない場合は、「該当事項無し」と記載する。

安全対策の計画(安全衛生教育計画)

実施事項	実施内容	実施頻度及び 所要時間	実施責任者		参加予定者		諸費用						備考
			元請・下請 区分	会社名 所属	元請	下請	費用計上 の有無	費用内容	費用負担 (元請・下請)	工事費内訳 書に計上した工種	見込額	数量 (回数)	

安全対策の計画(点検計画)

[illegible]

安全対策の計画(仮設置計画)

施工箇所	仮設備の内容	数量・単位	設置期間	仮設置者			管理責任者		設置費用				備考
				元請・下請 区分	会社名 所属	自社・リ ース区分	元請・下請 区分	会社名 所属	費用計上 の有無	費用負担 (元請・下請)	工事費内訳 書に計上し た工種	見込額	
			～										
			～										
			～										
			～										
			～										
			～										
			～										
			～										

安全対策の計画(交通誘導員配置計画)

実施内容	配置期間	員数	所属会社名	費用負担 (元請・下請)	単価 (千円)	数量 (日数)	金額
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						

※ 当該工事に配置を予定している「現場代理人」「管理技術者」「主任技術者」等全てについて記入してください。

品質確保の計画(品質管理計画)

[illegible]

品質確保の計画(出来形管理計画)

[illegible]

過去に施工した公共工事名

[illegible]

※1 過去3カ年程度を記載する。（概ね10件程度で、同工種を優先する。）

2 過去に施工した工事で低入札案件については、備考欄に◎印を記入する。

3 該当項目が無い場合は、「該当事項無し」と記載する。

建設副産物の搬出予定地

建設副産物	数 量	受け入れ予定箇所	受け入れ価格	備 考

※1 当該工事で発生する全ての建設副産物（コンクリート塊、コンクリート・アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土等）について記入して下さい。

2 該当項目がない場合は、「該当事項無し」と記載する。

第 号
年 月 日

契約審査会長 様

工事担当課長

低入札価格等の審査及び意見について(依頼)

低入札価格に該当すると認められる下記の工事について、「山口市低入札価格調査実施要領」の第8条の規定により調査しましたので、同要領第11条第3号の規定に基づき委員の意見を求めます。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
入 札 執 行 日	
調 査 実 施 の 業 者 名	
入 札 価 格	円 調査基準価格 円
調査項目及び結果(要領第8条による調査結果) (1) 低入札価格調査の実施概要(様式第2号) (2) 添付資料 ①業者からの提出書類 ②その他参考資料	
工事主管課長の総合的意見	

※添付書類
(入札執行調書・設計書・調査報告書等)

第 号

年 月 日

工事担当課長 様

契約審査会長

低入札価格等の審査及び意見について(回答)

年 月 日付け 第 号で依頼のあった、当該入札についての審査結果は
下記のとおりです。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
入 札 執 行 日	
審 査 結 果	

※審査結果の記載例

- * ○○社の入札価格であっても、契約の内容に適合した履行がされると認められるため、落札者とすることが適当と判断します。
- * ○○社の入札価格では、契約の内容に適合した履行がなされないと認められたので、△△社を落札者とすることが適当と判断します。

記 載 要 領 等

1 様式第3号 「低入札価格調査表」(その価格で入札した理由)

○ 記載方法

- ・ 工事費内訳書に基づき、当該価格で入札した理由（低価格で施工することが可能となる理由）を具体的に説明すること。
- ・ 特に工事の品質、下請契約、労働条件、安全対策の適正確保の事項等についても記載すること。

○ 添付資料

本市設計書の積算体系に準じた入札価格の内訳書（工事費内訳書）を添付すること。

2 様式第4号 「手持工事の状況」

○ 記載方法

- ・ 本様式には、対象工事現場付近（半径10km程度）での手持ち工事の件名を記入し、その工事の場所が図面上で確認出来ること。また対象工事の位置も記入すること。図面の縮尺は自由とする。
- ・ 技術者欄の「監・主」は、監理技術者・主任技術者の略。該当するものに○印をつけること。
- ・ 技術者欄の「専・非」は、専任・非専任の略。該当するものに○印をつけること。
- ・ 下請の場合は、備考欄に元請業者名を記入すること。
- ・ 間接費の節減が可能な対象工事があれば、備考欄に「節減対象」と記入すること。
- ・ 該当項目がない場合は、「該当事項無し」と記載すること。

3 様式第5号 「労務者の確保計画」

○ 記載方法

- ・ 自社労務者と下請労務者は区別して記入すること。
- ・ 自社労務者は、下請業者との関係欄に「自社」と記入すること。
- ・ 下請会社との関係も明記すること。（例：同族会社、□△会メンバー）

4 様式第6-1号及び第6-2号 「下請予定業者一覧表」及び「施工体系図兼下請契約計画調書」

○ 記載方法

- ・ 下請負予定業者(調査業務、安全管理委託等含む。)について、全て記入すること。
- ・ 電話番号を備考欄に記入すること。
- ・ 下請業者からの見積書等の写しを添付すること。
- ・ 施工体系図兼下請契約計画書は、調査業務、安全管理委託等についても記載すること。

5 様式第7号及び第8号 「手持資材・購入予定材料の状況」

(1) 様式第7号 「手持資材一覧表」

○ 記載方法

- ・ 手持ち資材の状況については、主に当該工事で使用予定の資材を主に記入すること。
- ・ 該当項目がない場合は、「該当事項無し」と記載すること。

(2) 様式第8号 「購入予定資材一覧表」

○ 記載方法

- ・ 該当項目がない場合は、「該当事項無し」と記載すること。

6 様式第9号 「手持機械一覧表」

○ 記載方法

- ・ 主に当該工事に使用する予定の手持ち機械の状況を記入すること。
- ・ 該当項目がない場合は、「該当事項無し」と記載すること。

7 様式第10-1号、第10-2号、第10-3号及び第10-4号 「安全対策の計画」

(1) 様式第10-1号 (安全衛生教育計画)

○ 記載方法

- ・ 工事に係る安全対策のための教育、訓練等に関する事項について記載すること。
- ・ 「諸費用」欄は、「実施内容」欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を見込んでいる場合に、「見込額」欄には当該取組に要する費用の総額を記載すること。

○ 留意点

- ・「諸費用」の「見込額」に記載された金額が、「工事費内訳書に計上した工種」（共通仮設費、現場管理費等）に記載された費目に含まれていること。

(2) 様式第10-2号 （点検計画）

○ 記載方法

- ・工事に係る安全対策のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載すること。
- ・「諸費用」欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を記載すること。

○ 留意点

- ・「諸費用」の「見込額」に記載された金額が、「工事費内訳書に計上した工種」（共通仮設費、現場管理費等）に記載された費目に含まれていること。

(3) 様式第10-3号 （仮設設置計画）」

○ 記載方法

- ・工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画（仮設備の点検に関する事項を除く。）について記載すること。
- ・「設置費用」欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載すること。

○ 留意点

- ・「設置費用」の「見込額」に記載された金額が、「工事費内訳書に計上した工種」（共通仮設費、現場管理費等）に記載された費目に含まれていること。

(4) 様式第10-4号 （交通誘導員配置計画）

○ 記載方法

- ・交通誘導員の配置に要する費用について記載すること。
- ・「単価」欄は、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載すること。

- ・ 自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、当該工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金の額を記載すること。

- ・ 「員数」欄は、配置する交通誘導員の人数を記載すること。

○ 留意点

- ・ 交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

8 様式第11-1号、第11-2号及び第11-3号 「品質確保の計画」

(1) 様式第11-1号 (技術者等の配置計画)

○ 記載方法

- ・ 当該工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載すること。

○ 添付資料

- ・ 記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付すること。
- ・ 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付すること。(監理技術者資格者証を有している場合には、監理技術者資格者証(表・裏)及び監理技術者講習修了証の写しを添付)

(2) 様式第11-2号 (品質管理計画)

○ 記載方法

- ・ 工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式11-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載すること。

○ 留意点

- ・ 品質管理項目は施工計画書に記載する項目と同一とすること。

(3) 様式第11-3号 (出来形管理計画)

○ 記載方法

- ・ 工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載すること。

○ 留意点

- ・ 出来形管理項目は施工計画書に記載する項目と同一とすること。

9 様式第12号 「過去に施工した公共工事」

○ 記載方法

- ・過去3カ年程度を記載すること。(概ね10件程度で、同工種を優先する。)
- ・過去に施工した工事で低入札案件については、備考欄に◎印を記入すること。
- ・該当項目が無い場合は、「該当事項無し」と記載すること。

10 様式第13号 「建設副産物の搬出予定地」

○ 記載方法

- ・当該工事で発生する全ての建設副産物（コンクリート塊、コンクリート・アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土等）について記入すること。
- ・該当項目がない場合は、「該当事項無し」と記載すること。